令和9年度
久米島町保育利用募集案内（町立・私立）



★申込期間★

令和８年 11 月 24 日（火）　～　令和８年 12 月 18 日（金）

★受付時間★

８：30～12：00／13：00～17：00

★受付場所★

久米島町役場　こども未来課（在園児は利用施設で提出可）
〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

※必要書類がそろっていない場合や記入漏れがある場合は受付できません。
※受付期間終了後はいかなる場合であっても受付できません。

詳細については、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

問い合わせ：久米島町役場　こども未来課　☎０９８-９８５－７１１５

注　意　事　項

※保育所等入所に関して

●令和８年度の申し込みをしている在園中の方でも、令和９年度４月からの入所を希望する方は、新たに申し込みをする必要があります。
●必要書類の提出がない場合には、選考の対象になりません。また不備の場合は受付できません。
●受入れ人数は面積、保育士数、保育状況等により決まります。退所等により空きが出た場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。
●選考は申込の先着順ではなく、保育を必要とする程度の高い順に行いますので、入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。
●入所決定は、書類審査・調査（電話・訪問等）により保育を必要とする程度の高い方から決定します。保育所等入所後にも、電話・訪問等により勤務等状況調査がありますので、ご了承ください。
●保育所等入所後でも、申込書や添付書類等に虚偽がある場合は、入所の取消しや支給認定の取消し過料の対象となる場合があります。
●保育所等入所要件を満たさなくなった（保育を必要とする状況でなくなった）場合等は、保護者の在園希望期間に関係なく退所または入所の対象外になります。
●この案内は、令和８年１１月に作成されています。よって、申込の状況により保育所（園）の開所時間、職員数等を変更している場合があります。申込み前には、可能であれば希望する施設を訪れ、様子や教育・保育内容（開所日、年間行事、延長保育等）の詳しい情報をご確認ください。

※届け出

●世帯状況が変わったとき（※例　勤務状況の変更、退職（求職活動）、妊娠・出産、産休、育児休暇の取得、障害世帯への変更、所得の修正申告など）なお、変更後の「勤務証明書」は、速やかに提出してください。**原則翌月１日からの変更となります。**
もし、保育を必要とする要件に該当しないことが判明した場合は途中退所になります。
●課税情報が確認できない方は保育料を算定することができないため、最高額で決定されます。
●妊娠中の方は、就業の有無に関わらず、親子（母子）健康手帳等の分娩予定日が記載されているもののコピーを必ず提出してください。

※その他

●申込書の提出期限　※島内在中者については原則、郵送での受付は行っておりません。
◎令和９年４月初日入所希望の方　→　申込期間内に提出してください
（期間外に提出された場合、入所優先度が低くなります）
◎令和９年５月以降入所希望の方　→　入所希望月の２ヶ月前までに提出してください

●提出書類について
入所申込書の提出前に提出書類チェックシートでご確認ください。

●主食費・副食費について
栄養士が作った献立に基づき、年齢や栄養バランスを考えたおいしい給食を提供しています。なお、３歳児クラス以上の児童は、**主食費 500 円/月と副食費 5500 円/月**（変更する可能性有り）の徴収があります。

（1）保育所とは

この利用案内での「保育所等」とは、久米島町内の認可保育所・保育園、家庭的保育事業所のことです。

保育所等では保護者が働いている、または疾病などのために、家庭において十分に保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とした施設です。

したがって、どの家庭の児童も無条件に入所できるものではありません。「集団保育に慣れさせるため」、「下の子の保育に手がかかるため」などの理由では入所の対象とはなりません。

（2）入所対象児童

対象となる児童は、本町に住所を有し保護者（18 歳以上 64 歳までの同居者を含む）が次のいずれかの事情にある０歳～４歳までの集団保育が可能な児童です。

※保育所（園）によって異なりますので、ご確認ください。

（3）保育所に入所できる基準（保育を必要とする事由）

保育所へ入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事由に該当する場合です。ただし、保護者以外の同居の親族が児童の保育ができる場合は、除かれます。

	事　由	具体的な状況	保育時間	利用可能期間
1	就　　労	就労している場合（月64時間以上就労していること）	標準時間（11時間保育） 短時間（8時間保育）	就労期間中
2	妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がないこと。	標準時間（11時間保育）	出産予定日2ヵ月前から生後3ヵ月に達する月の末日
3	疾病・障害	保護者が病気、又は精神、身体に障害があるために児童の保育に支障があること。	申請内容により判断	療養期間中
4	介護・看護	親族を常時介護・看護していること	申請内容により判断	介護・看護期間中
5	災害復旧	震災・風水害・火災等の災害の復旧にあたっていること。	標準時間（11時間保育）	復旧期間中
6	求職活動	求職活動を行っていること。	短時間（8時間保育）	原則3ヵ月
7	就　　学	学校や職業訓練校に在学していること。	申請内容により判断	就学期間中
8	社会的養護	虐待やDVのおそれがあること。	標準時間（11時間保育）	町長が認める期間
9	育児休業等	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること。	短時間（8時間保育）	育休対象児童が2歳になる月末まで
10	その他町長が認める前各号に類する状態であること。		申請内容により判断	町長が認める期間

※18歳以上65歳未満（R9.4.1 時点）の同居人（祖父母等）がいる場合は、同居人の「保育を必要とする事由」が必要です。



（4）支給認定の種類

支給認定区分	対象	利用できる施設・事業
１号認定	満３歳以上の就学前の子ども（２号認定を除く）	認定こども園、幼稚園
２号認定	満３歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
３号認定	満３歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所、小規模保育、事業所内保育等

◇保育の必要量に応じた区分

２号認定又は３号認定を受ける方は、保育の必要量によって「保育標準時間（11 時間保育）」又は「保育短時間（8 時間保育）」に区分されます。

※保護者の就労時間が 120 時間未満の世帯は短時間認定となります。

※父母どちらかの就労時間が、月 64 時間未満の方については、申請対象外となります。

◇支給認定申請の手続き

主な手続きの流れについては、「利用手続きの流れ」のとおりです。

申込書については、在園児については各保育所(園)・事業所より配布されます。

新規入所申込については久米島町役場こども未来課窓口または、久米島町公式ホームページからもダウンロード可能です。

◇支給認定申請について

町が支給認定申請を受けた場合、30 日以内に認定結果を通知することになっておりますが、４月入所の場合は、申請が集中するため審査に時間を要することから、２月頃に利用決定通知書・不承諾通知書と併せて送付する予定となっておりますので、ご了承下さい。

（5）利用手続きの流れ

・現在保育所を利用していて、令和９年度も引き続き施設を利用する場合の主な流れ

２号認定・３号認定を受けて保育所等を利用する場合

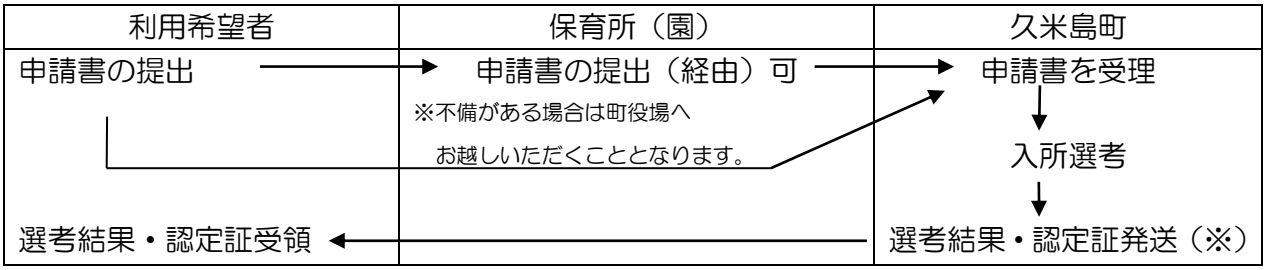

・新規で令和９年度の施設等を利用する流れ

２号認定・３号認定を受けて保育所等を利用する場合



（6）申し込みにあたっての注意事項

①申込み時の注意

・必要書類は漏れなく記入し提出ください。期限内に提出されない場合は利用調整に反映されません。
・申込み時の状況から変更があった場合は、その都度書類の提出が必要です。
・申込み内容が事実と異なる場合は、支給認定や施設の利用の内定・決定を取り消します。
・入所が内定しても、面接・健康診断等の結果により、集団保育に適さないと判断されたときは入所できない場合があります。
・令和８年度の市町村民税の申告が未申告の方は、申込み前に必ず税申告を済ませてください。
※収入がなかった方（配偶者の扶養に入っている方）についても、「所得なし」の申告をする必要があります。

②「支給認定申請書　兼　施設利用申込書」

・希望施設名の書き間違えがないように確認の上、記入ください。
・個人番号の記載や署名の漏れがないように確認の上、記入ください。

③就労証明書を提出される方

・就労証明書は、証明者が事実に基づき記入するものであり保護者が記入（修正）することは不正な証明にあたります。保護者自身で記入したことが発覚した場合、その証明は無効となり受付できなくなる場合があります。
・入所希望月前に契約期間が満了し、「契約期間」の「更新無」となっている場合、求職活動中とみなして指数を付加し利用調整します。

④自営業の方の自営の状況のわかる資料について

・自営業の方は就労証明書に下記①②③のいずれかを添えて提出して下さい。本人の仕事内容・実績を証する書類の提出がない場合は指数を調整します。

① 仕事内容のわかる資料（個人事業の開業届、営業許可書、店舗の賃貸契約書の写し等）
② 最新の個人の確定申告書（第１表および第２表）の写し、または源泉徴収票の写し
③ 直近３ヵ月の売上げが分かる資料（給与明細・通帳の写し、販売代金の請求書・領収書等）

⑤ 育児休業取得中（取得予定）の方

・育児休業を取得している場合は、休業前と同じ勤務条件で復職することが入所の条件です。



（7）申し込みに必要な書類について（提出書類チェックシート）

（※各証明書類は３ヵ月以内に発行されたものに限ります。）

●すべての方が提出していただく書類

ﾁｪｯｸ欄	提出書類	備考
□	支給認定申請書兼入所申込書	お子さまお一人につき１枚提出してください。
□	同意書	全ての項目を確認後に提出してください。
□	発育等状況調査票	お子さまお一人につき１枚提出してください。
□	親子健康手帳の写し	新規お申し込みのお子さまのみ提出してください。

●保育が必要な状況を確認する書類　　**※兄弟同時申請の場合は添付書類は一部で可**

ﾁｪｯｸ欄			状況	提出書類	備考
父	母	その他			
□	□	□	会社員・公務員等	就労証明書(様式有)	勤務先に記入していただく書類です。
□	□	□	自営業・農業・内職	就労証明書(様式有) 自営の状況のわかる資料	開業届や最新の確定申告の写し等の添付書類が必要です。
□	□	□	求職活動	同意書(様式有)	
□	□	□	障害・疾病	診断書(様式有) ※病院様式は使用できません	身体・精神障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、手帳の写しも提出してください。
□	□	□	介護・看護	診断書・申立書(様式有) ※病院様式は使用できません	
□	□	□	就学	在学証明書及び授業日程証明書	在学証明書：学校様式 授業日程証明書：時間割表・カリキュラム等
／	□	□	出産予定の方	親子健康手帳の写し	分娩予定日が記載されているページの写しを提出してください。
□			災害復旧	災害を受けたことが確認できる書類を提出してください。	

※保護者以外の同居者(18～64 歳)がいる場合は、別世帯であっても同居者の勤務証明書等が必要です
ただし、同居者とトイレ・風呂・台所等がすべて別になっている場合は不要です。(二世帯住宅等)

●世帯の状況を確認する書類(※該当するものが無い世帯は提出不要です。)

チェック欄	対象者	提出書類
□	母子・父子家庭の方	児童扶養手当受給者　→　児童扶養証書の写し 上記以外の方　→　戸籍謄本
□	生活保護受給者の方	生活保護受給証明書
□	住所が町外の方	住民票謄本

※書類に不備があると受理することができませんので、提出前に再度ご確認をお願いします。

（8）保育料はどうなるの？

保育料は、保育園に入園する児童の年齢（認定区分）と児童の父母の市町村民税所得割額の合算額により決定します。税情報が確認できない場合（未申告等）、一番高い階層の保育料で仮算定されますのでご注意ください。

※令和元年１０月より３～4 歳児クラスの保育利用料が無償化されましたが、**主食費・副食費は保護者負担となっております。**

☆保育料の算定方法（毎年９月が保育料切り替えの時期となります）

４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
前年度分の市町村民税額で算定					当年度分の市町村民税額で算定						

☆久米島町保育料徴収基準表

保育認定の子ども（３号認定：満３歳未満０～２歳児クラス）

階層区分	保育標準時間（月額保育料）	保育短時間（月額保育料）
① 生活保護世帯	０円	０円
② 市町村民税非課税世帯	０円	０円
③ 所得割課税額 48,600 円未満	一般世帯 17,000 円 母子父子世帯 [8,000 円] 障害者世帯 [8,000 円]	一般世帯 16,700 円 母子父子世帯 [7,850 円] 障害者世帯 [7,850 円]
④ 所得割課税額 57,700 円未満 [77,101 円未満]	一般世帯 26,000 円 母子父子世帯 [13,000 円] 障害者世帯 [13,000 円]	一般世帯 25,500 円 母子父子世帯 [12,750 円] 障害者世帯 [12,750 円]
☆④ 97,000 円未満	26,000 円	25,500 円
⑤ 所得割課税額 97000 円以上 169,000 円未満	32,000 円	31,300 円
⑥ 所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	37,000 円	36,100 円
⑦ 所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	40,000 円	38,800 円
⑧ 所得割課税額 397,000 円以上	52,000 円	50,500 円

※[ ]書きは、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯その他の世帯（特に困窮していると町長が認めた世帯）の額。

※幼稚園・保育園を同時に利用する最年長の子どもから順に２人目は上記の半額、３人目以降は無償とする。

※階層区分①～④までは多子カウント年齢制限なし。☆④～⑧までの多子カウントは制限あり（小学校就学前）

☆多子軽減制度について

久米島町立幼稚園に兄姉がいる場合は、保育所（園）に通う児童の保育料が軽減されます。令和９年4月1日以降、町外の幼稚園へ在園している兄姉がいる場合には、在園証明書が必要となります。久米島町立幼稚園へ在園の場合には、在園証明書の提出は不要です。

なお、町外の幼稚園へ入園している児童への多子軽減制度による軽減は、幼稚園への入園を確認してから行いますので、５月に変更し通知いたします。

☆保育料・給食費の納付について

①

保育料の納付について

施　　設	納付先	納付方法・納付期限
公立保育所・私立保育園	久米島町	当月分を毎月 25 日に口座振替 または、納付書により納付 ※土日祝にあたる場合は翌営業日
家庭的保育事業所	各施設	各施設による

〇保育料の納付が遅れたときについて

保育料を毎月の納付期限内にお支払いができなかった場合は、督促手数料 100 円が発生し、納付書でのお支払いとなります。保育料を滞納すると次年度の保育所等への入所に関して継続できない可能性があります。

保育料の滞納に関して、職員が必要に応じて職場や家庭等に電話及び直接訪問し、状況を確認することがあります。また、法律の規定に基づく滞納処分として、給与・預金・不動産等の財産調査を行い、財産の差押え等を行うことがあります。

なお、納付相談を受け付けておりますので、こども未来課まで早めにご連絡ください。

②主食費・副食費の納付について

施　　設	納付先	納付方法・納付期限
公立保育所	久米島町	当月分を毎月 25 日に口座振替 または、納付書により納付 ※土日祝にあたる場合は翌営業日
私立保育園	各施設	各施設による

（9）延長保育について(そらなみ保育園・なでしこ保育園)

定められた保育時間（※保育標準時間利用の場合は 11 時間、保育短時間利用の場合は８時間）を越えて保育をする場合をいいます。各保育所（園）の開所時間により延長保育の時間帯が異なります。延長保育料は一律ではありませんので、利用する保育所（園）にお問い合わせください。

（10）個別支援保育について

児童の状態に応じた個別の配慮をおこなう保育をいいます。

詳しくは、『☆個別支援保育 利用申込の流れ』をご確認ください。

令和９年度　久米島町保育所(園)・事業所
入所申込日程表





入所希望日	申込受付開始日	申込受付期限
令和９年４月１日	令和８年11月24日	令和８年12月18日
令和９年５月１日	随　時	令和９年３月31日
令和９年６月１日		令和９年４月30日
令和９年７月１日		令和９年５月30日
令和９年８月１日		令和９年６月30日
令和９年９月１日		令和９年７月31日
令和９年10月１日		令和９年８月29日
令和９年11月１日		令和９年９月30日
令和９年12月１日		令和９年10月31日
令和10年１月１日		令和９年11月28日
令和10年２月１日		令和９年12月28日
令和10年３月１日		令和10年１月31日

※期限を過ぎてのお申し込みは、受付できませんのでご注意ください。
※育休明けの入所希望日は復帰日の１ヶ月前の月初日から希望可能です。ただし、必ずしも希望の日に入所できるとは限りませんのでご了承ください。
※０歳児のお子さまは、出生届提出後から入所申込ができます。
※年度途中の入所申込の場合、久米島町へ転入予定の方は、住民登録後から入所申込ができます。
※０歳児のお子さまに関しては、受入可能月齢は保育所（園）によって異なります。



☆　☆　☆　久米島町保育所（園）・事業所一覧　☆　☆　☆

令和9年４月時点

保育所（園）		中央保育所	なでしこ保育園	そらなみ保育園
TEL		098-985-8113	098-985-7070	098-894-6203
場所		字比嘉2939-1	字比嘉2872-3	字仲泊862-33
管轄		公立	私立	私立
定員	0歳	9	6	12
	1歳	15	6	24
	2歳	20	6	24
	3歳	21	10	30
	4歳	25	12	30
	合計	90	40	120
対象年齢		0歳児　～　4歳児	0歳児　～　4歳児	0歳児　～　4歳児
保育時間		7:30　～　18:30	7:30　～　18:30	7:30　～　18:30
延長保育		無	有	有

家庭的保育事業所		homely childcare ぽっぷ
TEL		090-1949-5986
場所		字大田550番地1階
管轄		私立
定員	0歳	1
	1歳	2
	2歳	2
	合計	5
対象年齢		0歳児　～　2歳児
保育時間		8:30　～　17：30
延長保育		無

『家庭的保育事業所わかば』
※令和9年度は休所となります。

・0歳児については、受入可能月齢は保育所（園）によって異なります。
・一時預かり・延長保育について、利用料は保育所（園）によって異なります。
※詳細については、各保育所（園）・事業所又は久米島町役場こども未来課へお問い合わせください。

☆　☆　☆　その他久米島町子育て支援施設一覧　☆　☆　☆

	一時預かり事業	子育て支援センター にじのひろば	久米島町ファミリーサポートセンター
TEL	中央保育所 098-985-8113 そらなみ保育園 098-894-6203	098-894-6206	098-985-7115
場所	中央保育所・そらなみ保育園	そらなみ保育園内	久米島町こども未来課内
対象年齢	0歳児　～　4歳児	0歳児　～　5歳児	0歳児　～　小学生
利用時間	8：30　～　17：00	10：00　～15：00	7：00　～　22：00

・0歳児については、利用可能月齢は各事業によって異なります。
※詳細については、各保育所（園）・センター又は久米島町役場こども未来課へお問い合わせください。